

日立金属株式会社 株式取扱規則

第1章 総 則

第1条 (目的) 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手續及び手数料については、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)及び口座管理機関である証券会社等(当会社が開設した特別口座の口座管理機関を含む。以下「証券会社等」という。)の定めるところによるほか、定款第10条の規定により、本規則の定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人) 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、次の通りとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社本店

当会社の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務は、前項の株主名簿管理人に委託する。

第3条 (請求、届出等の手續) 本規則による請求又は届出等の手續は、次項及び第5章に定めるものを除き、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める口座管理機関に対して行うものとする。

1 自ら開設した振替口座に記録された株式に関して手續を行う場合 当該口座が開設されている口座管理機関

2 当会社が開設した特別口座に記録された株式に関して手續を行う場合 特別口座の口座管理機関

前項に定める口座管理機関において受理又は取り次ぐことができない配当金の支払その他当会社が株主名簿管理人に事務を行うことを委託した事項についての請求又は届出等は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

第4条 (請求、届出等における本人確認) 本規則による請求又は届出等が株主から証券会社等及び機構を経由して行われる場合は、当社は、当該請求又は届出等が株主本人からなされたものとみなして取り扱う。

本規則による請求又は届出等が株主から当会社又は株主名簿管理人に対して直接行われる場合は、本人であることを証明する書面を添えるものとする。ただし、当会社において本人からの請求又は届出等であるとみなしたときはこの限りでない。

前項の請求又は届出等について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。

第1項及び第2項の規定は、代理人、保佐人及び補助人に準用する。

第5条 (営業日の計算) 本規則において、営業日とは、機構の休業日以外の日をいう。

第2章 株主名簿への記載又は記録

第6条 (株主名簿への記載又は記録) 当社は、機構から総株主通知を受けたときは、当該通知の内容に基づいて株主名簿への記載又は記録を行う。

当社は、機構から住所又は氏名若しくは名称その他届出がなされた事項について変更の通知を受けたときは、当該通知の内容に基づいて株主名簿の記載又は記録を変更する。

前2項のほか、株式の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

第3章 諸 届

第7条 (住所、氏名又は名称の届出) 株主又はその法定代理人は、証券会社等及び機構を経由して、住所、氏名又は名称を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

第8条 (在外株主等の仮住所又は代理人の届出) 外国に居住する株主又はその法定代理人は、証券会社等及び機構を経由して、日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

第9条 (法定代理人の届出) 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、証券会社等及び機構を経由して、法定代理人の住所、氏名又は名称その他必要な事項を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

第10条 (共有株式の代表者の届出) 共有株式の代表者を定めるときは、証券会社等及び機構を経由して、共有代表者の住所、氏名又は名称その他必要な事項を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

第11条 (法人の代表者の届出) 株主が法人の場合には、証券会社等及び機構を経由して、法人の代表者の役職名及び氏名を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

第12条 (配当金の振込先指定の届出) 配当金を受け取る預金口座又は貯金口座を指定するときは、証券会社等及び機構を経由して、これを届け出るものとする。これを変更するときもまた同様とする。

第13条（登録株式質権者への準用） 第4条及び本章の規定は、登録株式質権者にこれを準用する。

第4章 単元未満株式

第1節 単元株式数

第14条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。

第2節 単元未満株式の買取り

第15条（株主による単元未満株式の買取請求） 単元未満株式を買い取ることを当会社に請求（以下「買取請求」という。）するときは、機構の定めるところに従い、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

前項の買取請求の効力は、買取請求に係る通知が、機構から株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した時に発生するものとする。

第16条（買取請求に係る単元未満株式の買取価額） 買取請求に係る単元未満株式の買取価額は、次項により定められる1株当たりの買取価格に買取請求に係る単元未満株式数を乗じて得た金額とする。

買取請求に係る単元未満株式1株当たりの買取価格は、前条第2項に定める買取請求の効力発生日に東京証券取引所において当会社株式につき最終に成立した普通売買取引の1株当たりの価格とし、同日に当会社株式の普通売買取引がないときは、その後同取引所において最初に成立した普通売買取引の1株当たりの価格とする。

第17条（買取請求に係る単元未満株式の買取代金の支払） 当会社は、前条第1項に定める買取価額から第19条に定める手数料を減じて得た金額を買取請求に係る単元未満株式の買取代金とし、前条に基づく買取価額が決定した日の翌日から起算して4営業日目の日に支払う。ただし、前条第2項の1株当たりの買取価格が、剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、その基準日又は割当日以前に買取代金を支払う。

第18条（買取請求に係る単元未満株式の移転） 買取請求に係る単元未満株式は、前条の規定に基づく買取代金の支払手続が完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第19条（買取請求に係る手数料） 買取請求に応じて株式を買い取る場合において、当会社は、手数料として、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額を徴収することができる。

第3節 単元未満株式の売渡し

第20条（株主による単元未満株式の買増請求） 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところに従い、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

前項の買増請求の効力は、買増請求に係る通知が、機構から株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した時に発生するものとする。

第21条（買増請求の制限） 同一日になされた買増請求に係る単元未満株式数の合計が、当会社が買増請求に応じて売り渡すために保有する自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

当会社は、買増請求に応じて売り渡すために保有する自己株式数が5,000株を下回ったときは、その翌営業日以降、同株式数が15,000株以上となった日までの間、新たな買増請求の受付を停止する。

第22条（買増請求の受付停止期間） 当会社は、毎年、次の各号に定める日から起算して10営業日前から当該各号に定める日までの間、それぞれ買増請求の受付を停止する。

- 1 3月末日
- 2 6月末日
- 3 9月末日
- 4 12月末日

前項の規定にかかわらず、当会社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付停止期間を設けることができる。

第23条（買増請求に係る単元未満株式の買増価額） 買増請求に係る単元未満株式の買増価額は、次項により定められる1株当たりの買増価格に買増請求に係る単元未満株式数を乗じて得た金額とする。

買増請求に係る単元未満株式1株当たりの買増価格は、第20条第2項に定める買増請求の効力発生日に東京証券取引所において当会社株式につき最終に成立した普通売買取引の1株当たりの価格とし、同日に当会社株式の普通売買取引がないときは、その後同取引所において最初に成立した普通売買取引の1株当たりの価格とする。

第 24 条 (買増請求に係る単元未満株式の買増代金の受領) 当社は、前条第 1 項に定める買増価額に第 26 条に定める手数料を加えて得た金額を買増請求に係る単元未満株式の買増代金とし、前条第 1 項に基づく買増価額が決定した日の翌日から起算して 3 営業日目の日に、証券会社等を通じて受領するものとする。ただし、前条第 2 項の 1 株当たりの買増価格が、剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、その基準日又は割当日以前に買増代金を受領するものとする。

第 25 条 (買増請求に係る単元未満株式の移転) 当社は、買増代金が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、当社が売り渡すべき株式の買増請求をした株主の振替口座への振替を申請する。

第 26 条 (買増請求に係る手数料) 買増請求に応じて株式を売り渡す場合において、当社は、手数料として、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額を徴収することができる。

第 5 章 株主の権利の行使

第 27 条 (少数株主権等の行使方法) 社債、株式等の振替に関する法律第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を証券会社等及び機構を経由せずに当社に対して直接行使するときは、あらかじめ、証券会社等を経由して、機構に対して、個別株主通知の申出を行った上、書面をもって行うものとする。

第 6 章 特 別 口 座

第 28 条 (特別口座の口座管理機関) 当社が開設した特別口座の口座管理機関は、次の通りとする。

口座管理機関 東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番地 東京証券代行株式会社

同事務取次所 三井住友信託銀行株式会社本店及び全国各支店

第 29 条 (特別口座からの振替の申請) 特別口座に記録された株式を他の証券会社等に開設した自己の振替口座へ振り替えるときは、前条に定める特別口座の口座管理機関に対して申請するものとする。

(平成 28 年 3 月 15 日改定)

「株式取扱規則」第 19 条及び第 26 条の「別途定める金額」を次の通り定める。

株式取扱規則第 19 条及び第 26 条に基づく金額は、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを買取請求又は買増請求に係る単元未満株式数で按分した金額とする。

(算式) 第 16 条第 2 項に定める 1 株当たりの買取価格又は第 23 条第 2 項に定める 1 株当たりの買増価格に単元株式数を乗じた合計金額のうち

100 万円以下の金額につき 1.150%

100 万円を超え 500 万円以下の金額につき 0.900%

500 万円を超え 1,000 万円以下の金額につき 0.700%

1,000 万円を超え 3,000 万円以下の金額につき 0.575%

3,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額につき 0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1 単元当たりの算定金額が 2,500 円に満たない場合には、2,500 円とする。

(平成 21 年 1 月 5 日改定)